

# 避難行動要支援者支援制度のお知らせ

## ～万が一のために「避難行動要支援者名簿」にご登録ください～

### ○避難行動要支援者支援制度とは

高齢者や障がいのある方等、災害が発生した時に支援を必要とする方に対して、地域が連携して支援をしていく制度です。

支援を必要とする方は、事前に避難行動要支援者名簿に登録し、区長、民生委員、警察署、消防本部等に情報提供することで、災害時の安否確認や避難支援等に役立っています。

### ○避難行動要支援者とは

次のいずれかの要件に該当する方のうち、災害が発生した場合に、自力で避難することが困難で、地域や防災関係機関の支援を必要とされる方が対象となります。ただし、施設等の入所者を除きます。

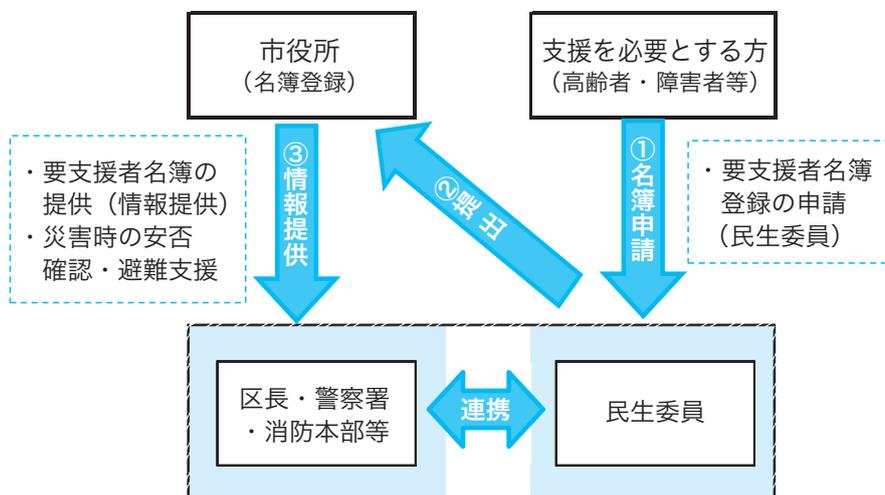
- ①75歳以上のみの高齢者世帯
- ②要介護認定3～5を受けている方
- ③身体障害者手帳1級または2級で、障害種別が第1種の方
- ④療育手帳AまたはAの方
- ⑤精神障害者保健福祉手帳1級または2級の単身世帯の方
- ⑥特定疾患または小児慢性特定疾患重症認定患者
- ⑦その他支援が必要と市長が認めた方(健康に不安を抱える方)

### ○名簿への登録方法

登録申請は、地区担当の民生委員を通じて行いますので、お気軽にご相談ください。市役所および各支所での相談も随時行っています。

また、すでに登録をしている方で、登録内容(住所、電話番号、緊急連絡先など)に変更がある場合は、民生委員にご連絡ください。

### 避難行動要支援制度の仕組み (避難行動要支援者名簿の登録)



- 問** 本庁 社会福祉課社会福祉G  
☎52-1111 内線134
- 山支 総合窓口・地域振興G  
☎57-2121
- 美支 総合窓口・地域振興G  
☎58-2111
- 緒支 総合窓口・地域振興G  
☎56-2111
- 御支 総合窓口・地域振興G  
☎55-2111